

平成25年（ワ）第252号、平成26年（ワ）第101号、平成27年（ワ）第34号、平成29年（ワ）第85号、令和元年（ワ）第274号 損害賠償請求事件

原告 菅野 清一 外374名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

### 準 備 書 面 ( 2 8 9 )

(慰謝料額の算定には財産的損害の賠償状況を勘案することが不可欠であること)

令和2年7月31日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士	田 中 清	
同	小 谷 健太郎	
同	川 見 唯 史	
同	棚 村 友 博	
同	田 中 秀 幸	
同	青 木 翔 太 郎	
被告訴訟復代理人 弁護士	三 森 健 司	
同	堀 口 拓 也	

## 目 次

第1	はじめに .....	3
第2	慰謝料額の算定には財産的損害の賠償状況を勘案することが不可欠であること .....	3
1	判例上、慰謝料額の算定に当たり財産的損害の賠償状況の有無を勘案することが不可欠であるとされていること.....	3
2	財産的損害と精神的損害とは截然と区別できるものでなく、精神的損害に対する慰謝料の範囲は、財産的損害として請求・弁済される範囲との相対的關係で決まる関係にあること .....	4
3	本件のような平穩生活利益の侵害に基づく損害賠償請求では、財産的損害と精神的損害の区別がより曖昧であって、殊に平穩生活の回復に向けた支払がされていることから、慰謝料認定に当たり、財産的損害の賠償状況の勘案が不可欠であること .....	6
4	原告らが慰謝料認定に当たり「有形」の損害を被ったことを考慮要素として主張しているにもかかわらず「有形」の損害の賠償状況の勘案をしないのは不当であること .....	7
5	小括 .....	8

## 第1 はじめに

これまでにくり返し被告が主張してきたとおり、被告は、原告らに対して、財産的損害・精神的損害の別を問わず、原告らの個々の事情を踏まえて既に十分な額の賠償をしており、このような賠償実績全体で見ればこれを超える原告らの請求には理由がない。このことは、原告らの賠償受領額を世帯単位で見ればなおさらである。

そして、原告らの原子力損害賠償請求権がもとより1個の請求権であることに鑑みると、財産的損害に対する賠償による損害填補の点を無視して、精神的損害の損害額を判断することはできない。

よって、本件訴訟において精神的損害の損害額を算定するに際しては、被告の財産的損害に対する賠償による損害填補の点を斟酌した上でなければ、正しい算定をすることなどできないのである。

本書面では、このような被告の主張に理由があることを補強する趣旨で、さらに以下のとおり主張を補充する。

## 第2 慰謝料額の算定には財産的損害の賠償状況を勘案することが不可欠であること

### 1 判例上、慰謝料額の算定に当たり財産的損害の賠償状況の有無を勘案することが不可欠であるとされていること

最高裁判所平成6年2月22日第三小法廷判決民集48巻2号441頁（以下「平成6年判決」という。）は、「ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣明し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。」とした上で、「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するにあたって、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され

得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるかないかが慰謝料額の認定にあたって考慮されるべき重要な考慮要素であるのにそれが看過されているとして、原判決を破棄している。その上で、当該事案の差戻審では、不可逆性の身体的被害が生じているじん肺患者に対する“財産的損害を含めた”包括慰謝料としての慰謝料額が死亡者以外には1000万円と認定されているのである。

他方で、一般に、身体傷害に及ばない平穩生活利益の侵害や生活妨害による慰謝料は、月額数千円から高くても月額1、2万円といった水準にとどまっている。

このように、一般に、財産的損害の賠償がない場合には、包括慰謝料が多額になることはあるが、財産的損害の賠償が十分になさされていて、請求内容が純粋に精神的苦痛の慰謝のみの慰謝料の場合は、特に身体傷害を伴わない平穩生活利益侵害や生活妨害といった類型のケースでは相対的に低額にとどまっていることが指摘できる。その意味で、財産的損害の賠償の有無は、慰謝料額の認定に大きく影響するのであって、少なくともその限度で財産的損害の賠償の有無を勘案することが不可欠なことは判例上も明らかであるといえる。

## 2 財産的損害と精神的損害とは截然と区別できるものでなく、精神的損害に対する慰謝料の範囲は、財産的損害として請求・弁済される範囲との相対的關係で決まる關係にあること

また、翻って、そもそも「損害」とは、侵害行為がなかったとしたらあるべき財産状態（利益状態）と、侵害行為がなされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭（具体的な金額）で表示したものである（最高裁判所昭和39年1月28日第一小法廷判決民集18巻1号136頁、最高裁判所昭和39年6月24日第三小法廷判決民集18巻5号874頁、最高裁判所昭和42年11月10日第二小法廷判決民集21巻9号2352頁、最高裁判所昭和56年12月22日第三小法廷判決民集35巻9号1350頁、最高裁判所平成5年3月24日大法廷

判決民集47巻4号3039頁など)。しかるところ、被告準備書面(284)、同(286)ないし同(288)で主張した慰謝料の補完的機能・調整的機能からすれば、(財産的損害と精神的損害とを含めた)損害全体から、(訴訟の内外を問わず)財産的損害として請求され賠償された部分を除く部分を限度として、慰謝料の請求が認められると解することができ、慰謝料額の認定に関する裁判所の裁量権の限界も、かかる状態の差の認定という性質から導かれるものともいえる。

すなわち、財産的損害と精神的損害とは截然と区別することができるものではなく、相互の流動性が認められるものである(乙B162:窪田充見教授意見書・3~5頁)。例えば、交通事故の被害者に外貌醜状痕の後遺障害が残った場合に、その後遺障害による逸失利益の賠償は認めない代わりに、慰謝料を増額するという調整を行う裁判例は多い(乙B161:早川眞一郎教授意見書・5頁、同注(3))。また、同一事故によって同年齢で、同じ学校に通う男女が死亡した場合、平均賃金センサスを単純に当てはめると、男女間の逸失利益に看過できない相違が生じることになるが、慰謝料額の増減を通じた調整により、そうした問題状況を緩和するという点については、学者の見解においても、広く認められている(乙B162:窪田充見教授意見書・4~5頁)。このように、精神的損害に対する慰謝料の範囲は、財産的損害として請求・弁済される範囲との相対的關係で決まる関係にあるといえる<sup>1</sup>。

そして、前記1で述べた慰謝料の補完的機能・調整的機能は、このように財産的損害と精神的損害との区分が曖昧である場合の補完・調整の役割も果たすものであって、上記平成6年判決が慰謝料額の算定にあたって「他に財産上の請求」

---

<sup>1</sup> この点、財産的損害と精神的損害の二分法自体疑問視されており、例えば、法人の名誉棄損で問題となるような「無形の損害」は、実際には財産的損害に含まれるものであるとも指摘されている(幾代通『不法行為(現代法律学全集)』(筑摩書房、1977年)262頁、前掲・窪田『新注積民法(15) 債権(8)』866頁〔窪田充見〕)。

があるかないかを考慮すべきとしているのも、慰謝料として賠償すべき範囲が、財産的損害に対する請求とそれに対する賠償に不可避免的に影響されるためであると解される。

- 3 本件のような平穩生活利益の侵害に基づく損害賠償請求では、財産的損害と精神的損害の区別がより曖昧であって、殊に平穩生活の回復に向けた支払がされていることから、慰謝料認定に当たり、財産的損害の賠償状況の勘案が不可欠であること

前記2のとおり、一般的に財産的損害と精神的損害とは截然と区別できるものでないが、とりわけ、本件のような平穩生活利益（生活の基盤）の侵害に基づく損害賠償請求においては、そうした権利利益の侵害によって生じる様々な不利益の中に、財産的損害として評価され得るようなもの（「生活の基盤が失われた」ことによって、新たな生活をしていくために必要となった費用等）もあれば、精神的損害（非財産的損害）として評価され得るようなもの（「生活の基盤が失われた」ことによって友人や同僚との交流が失われた等）も考えられるのであり、財産的損害と精神的損害との区別はより曖昧なものとなる（乙B162：窪田充見教授意見書・5頁）。

例えば、本件事故を受けた避難指示により、 $\alpha$ ) 所有する財物（自宅・家財等）の管理ができず価値が減耗したこと、 $\beta$ ) 避難先での生活で生活費が増加したこと、 $\gamma$ ) 愛着ある土地・建物での生活を断念したこと（主観的な精神的苦痛のほか、当該土地・建物で生活することの便益が一定の経済的価値として測り得る場合もあり得る。）といった被害（「差」）が生じた場合、 $\alpha$ ) については財産的損害であることに異論はないと考えられるのに対して、 $\beta$ ) は慰謝料として請求する以外に、実額として生活費増加分を財産的損害賠償で求めることもできる。なお、 $\gamma$ ) は精神的損害と考えられるが、通常の損害賠償事案では、 $\alpha$ ) 及び $\beta$ ) が十分に賠償される限り、 $\gamma$ ) について独立の損害として認められることは実務

上ほとんどない。

他方で、物の修繕の場合の修繕費用の負担と同様に、生活基盤の毀損に対して、生活基盤の回復に向けた賠償がされれば、侵害行為の前後の利益状況の「差」がそれだけ回復されることになるから、その「差」を埋めるための包括的慰謝料の額の算定にあたって、かかる賠償の有無及び額は当然勘案されなければならない。

この点、例えば、被告が中間指針第四次追補を踏まえて賠償している住居確保損害は、本件事故発生時点において所有する不動産に居住していた者に対し、当該不動産の時価を超えて、その者が帰還又は移住するにあたり新たに住居を確保する際の費用<sup>2</sup>を賠償するというものであり、これは明らかに所有不動産の価値の喪失・毀損に係る損害（すなわち、財産権侵害に基づく損害）に対する賠償とはその性質を異にするものであって<sup>3</sup>、平穩生活利益の回復のための費用の填補とみるほかない。そのため、当然、平穩生活利益の侵害に基づく慰謝料の算定に当たって勘案されるべきものである<sup>4</sup>。

#### 4 原告らが慰謝料認定に当たり「有形」の損害を被ったことを考慮要素として主張しているにもかかわらず「有形」の損害の賠償状況の勘案をしないのは不当であること

---

<sup>2</sup> 具体的には、住居（帰還又は移住する場合）に関しては、事故前住居の時価相当額と当該住宅の想定新築価格相当額との差額の75%、宅地（移住する場合のみ）に関しては、宅地の想定再取得費用（従前の宅地所在地にかかわらず、福島県内の都市部の標準的な宅地単価に従前の宅地面積（250㎡が上限）を乗じて算定）と従前の宅地の事故前価値（従前の宅地単価に従前の宅地面積（400㎡が上限）を乗じて算定）の差額を上限として、実際に負担した費用を支払うものである（福島地方裁判所いわき支部平成30年3月22日判決〔第1陣訴訟に係る第一審判決〕281～282頁281頁）。

<sup>3</sup> 被告準備書面（13）参照。

<sup>4</sup> 慰謝料の対象となる精神的損害の具体的な内容に応じて、特定の財産的損害の賠償の状況がより強く考慮されるべきであることは、例えば、交通事故の損害賠償における外貌醜状痕の取扱いでも見られることであり、本件に限って認められることではない（乙B161：早川眞一郎教授意見書・5～6頁）。

本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが包括的平穩生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害を評価するとして、慰謝料の算定にあたって「有形……の損害」を被ったことを考慮要素として主張していることは明らかである。

このように、「有形」の損害を慰謝料の算定にあたって評価するのであれば、それに対する「賠償」についても評価するのが当然といえる。

万が一、かかる「有形」の損害、すなわち、生活費増加その他平穩生活の回復に係る支出に対応した賠償の有無やその額を慰謝料認定に当たり何ら勘案しないとすれば、明らかな裁量逸脱である。

## 5 小括

原告らは、原告ら準備書面（４８１）において仙台高裁令和２年３月１２日判決（本書面脚注２で挙げた第１陣訴訟に係る控訴審判決）について縷々述べるが、以上のとおり、財産的損害の賠償状況、特に元の居住地における住居・家財の毀損に対応しない平穩生活の回復に向けた賠償の状況について、何ら審理、認定することなく、請求された費目とそれに対する賠償のみをみて慰謝料額を算定した同判決の認定は平成６年判決の趣旨に反し、慰謝料認定として明らかに裁量権の行使の範囲を逸脱した違法なものであるから、何ら先例的価値を有するものではない（上告審において破棄されるべきものである。）。

よって、本件訴訟において精神的損害の損害額を算定するに際しては、被告の財産的損害に対する賠償による損害填補の点を斟酌した上で、その損害額が算定されなければならない。

以 上